

【夏合宿 第2問】

[小問1]

暴力団組長甲、同組員乙ら7人は、組の資金源の一つとしてスタンド・バーにて許可のない風俗営業や暴力的な客引きを行っており、前記組員たちは右のような行為を取り締まる警察官を警戒していた。

多摩警察署 X 派出所では、上記のような暴力バーに対する苦情が続出していたため、同署に勤務する A 巡査は甲らが経営するバーの近辺を見回り、警戒に当たっていた。

平成 27 年 6 月 17 日、自らが経営するバーの近辺を見回っていた A を発見した甲は、A に対して「何してんだよ。営業の邪魔だ。さっさとどっかいけ。」などと罵り始め、そこへ駆けつけた乙ら 4 名が甲から事情を聞かされると、A に対して憤慨し、「ふざけんな。店つぶすきだろ。つぶせるもんならつぶしてみろ。」などと毒づいていたが、間もなく A が立ち去ったため、乙らも「次会うときは覚悟しておけよ。」などと言って解散した。しかし甲は A が立ち去ってもなお腹の虫がおさまらず、組員の乙ら 4 名を呼び出して、「A を痛めつけてもう二度と今日みたいなことができなくなるようにしろ。ただし、後々面倒になるから絶対に殺すなよ。」などと命令した。

命令を受けた乙らは、巡回をしていた A を発見し、A を取り囲んで傷害の故意でもって殴る蹴るなどの暴行を加えた。そして「もうこんな思いしたくないだろ。二度とあんなことすんなよ。」などの言葉を吐いたが、A 巡査は「やめるわけないだろ。逮捕してやるからな。」などと言いつ返した。その言葉を聞いた乙は A に対して激昂し、隠し持っていた小刀を取り出して腰に構え、場合によっては死んでもやむなしと決意し、A の正面に体当たりして下腹部を一回突き刺した。A は下腹部刺創により出血死した。甲は乙が小刀を携帯していたことは認識していたが、今までこの小刀が使用されたことはなかった。

甲、乙の罪責を論ぜよ。

[小問2]

丙は、多額の負債があり生活にも窮していた兄の Y から金銭の入手方法について相談を持ち掛けられ、家の様子を知っている B は 30 万円くらい持っているから見受けられるので、B 方に入ればよいと申し向け、かつ家の構造や付近の地形を図解して示し、B 方に侵入して金品を窃取する計画を立てた。この計画で犯行の実行を Y が担い、その他の道具の用意を丙が担っていた。またこの計画自体も丙が単独で考え出したものであった。しかしながら、Y の執念深い性格からして Y が当日余計なことをして逮捕されてしまうのではないかと恐れた丙は、「もし B 方に侵入できなかった場合はすぐに逃げてきて。」などと Y に言い、強く念押しした。

平成 27 年 7 月 18 日、丙の計画通り B 方に侵入することにした Y と Z は丙の用意したボールと短刀を携えて、B 方の施錠を破壊して中に侵入しようとしたが、二人は B 方内に人

の気配がしたため止む無く犯行を断念し、丙の言う通りそのまま撤退しようとした。しかし、B方の隣家であるC商店が施錠されていないことに気が付いたZは撤退しようとするYを説得し、C商店へと侵入することにした。この際、Yは出入り口にて見張りをしていたのに対し、ZはC商店内へと侵入し時計や宝石、現金など計50万円にわたる財物を窃取した。

なお丙はZとの面識がなく、またYが計画を実行する際にZが共犯者としてともに犯行を遂行することは知らなかった。

丙の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁昭和54年4月13日第一小法廷決定

最高裁昭和25年7月11日第三小法廷決定

問題発表日	検察提出締切	弁護提出締切	検察反尋締切	ディベート日
8/9	8/23	8/30	9/3	9/13